

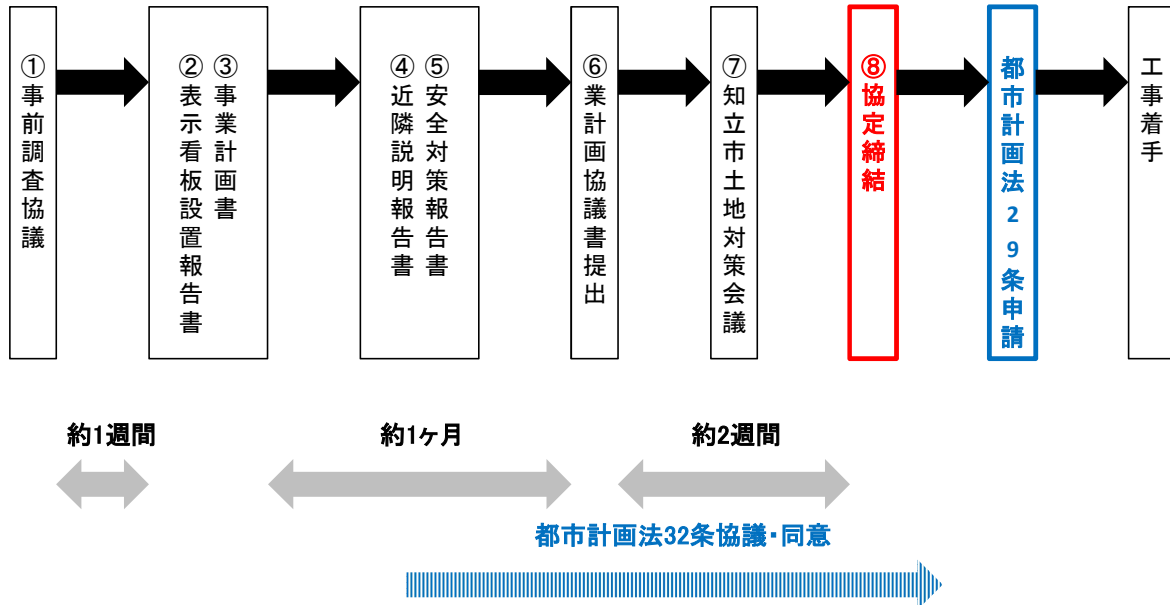
令和8年度 知立市開発等事業に関する手続条例日程表

【計画戸数**30戸未満**の集合住宅】又は【事業区域**3,000㎡未満**の事業】

更新日：令和8年3月25日

■手続の過程

条例に基づく手続は、下記の図例のように事務手続きを行います。



※ 手続開始(①)から、開発等事業の協定締結(⑧)まで**約2ヶ月弱**を予定しております。

※ 表示看板設置(②)は、事業計画書(③)提出日より前に設置してください。

※ 都市計画法29条の申請は、協定締結後になります。

※ 都市計画法32条協議・同意は、手続短縮のため説明調整報告書(④)及び安全対策計画書(⑤)の提出時期を目途に申請をお願いします。